

預貯金者の意思に基づく個人番号の利用による預貯金口座の管理等に関する法律

目次

第一章 総則（第一条・第二条）

第二章 預貯金者の意思に基づく個人番号の利用による預貯金口座の管理（第三条―第六条）

第三章 災害時又は相続時における預貯金口座に関する情報の提供（第七条―第九条）

第四章 預金保険機構の業務の特例等（第十条―第十六条）

第五章 雑則（第十七条―第二十九条）

第六章 罰則（第三十条―第三十二条）

附則

第四章 預金保険機構の業務の特例等

（預金保険法等の適用）

第十一条 この法律により預金保険機構の業務が行われる場合には、この法律の規定によるほか、預金保険法を適用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第十五条第五号	事項	事項（預貯金者の意思に基づく個人番号の利用による預貯金口座の管理等に関する法律（令和三年法律第三十九号。以下「口座管理法」という。）第十条の規定による業務に係るものを除く。）
第四十四条、第四十五条第二項、第四十六条第一項及び第一百五十二条第一号	法律	法律又は口座管理法
第五十一条第二項	業務を	業務及び口座管理法第十条の規定による業務を
第三百三十九条第一項	権限	権限（口座管理法第十一条第一項の規定により適用する第三十六条第一項及び口座管理法第十一条第一項の規定により読み替えて適用する第四十五条第二項の規定による権限にあつては、デジタル庁の所掌に係るものを除く。）
第一百五十二条第	業	業務及び口座管理法第十条の規定による業務以外